

一般社団法人日本スポーツ整形外科学会
情報公開細則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本スポーツ整形外科学会（以下「この法人」という）定款第48条第2項に基づき、情報公開に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理)

第2条 この法人の情報公開に関する事務は、この法人の事務局が管理する。

(閲覧の権利を有するもの)

第3条 閲覧権はこの法人の正会員、準会員、名誉会員、特別会員、賛助会員が有するものとし、賛助会員の場合はその代表者とする。なお、会員以外の同席は不可とする。

(情報公開の対象とする資料)

第4条 この法人の情報公開の対象とする資料は社員総会ならびに理事会で公表された内容に限定し、個人情報をはじめ機密保持が必要な資料については閲覧対象とはしない。

(閲覧の理由、目的について)

第5条 閲覧の目的、理由については次に掲げる3項を満たすことを前提とする。

- (1) この法人の運営や会計処理等に不明朗が存在することが相当の根拠をもって強く疑われること。
- (2) この法人の定款等で明示されている是正手段が尽くされたにもかかわらず、功を奏せず、他に有効、適切な手段がないこと。
- (3) 目的がもたらこの法人の運営、会計処理等の正常化をはかることにあること。

(閲覧場所、閲覧日時および人数)

第6条 閲覧の場所、日時、人数等については次のとおりとする。

- (1) この法人の公開する情報の閲覧場所は、この法人の事務局とする。
- (2) 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とする。
- (3) 閲覧の時間は、午前10時から午後3時までの間で、最長2時間とする。ただし、この法人は、閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。
- (4) 同時に閲覧できる人数は1名までとする。
- (5) 閲覧者は閲覧に際し、所定の誓約書に必要な事項を記入し、署名捺印してこの法人の理事長あてに提出しなければならない。

(閲覧に関する事務及び説明)

第7条 閲覧希望者から資料の閲覧の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 所定の閲覧申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧申請書が提出されたときは、理事会にてその諾否を決める。
- (3) 閲覧資料の謄写権は、外部への二次開示の恐れもあり、これを認めない。
- (4) 閲覧する資料に直接関連する事項について説明を求められたときは、理事長の指示により、関連の役員、委員会の委員長または委員が応答し、この法人の事務局が質疑応答概要を記録する。

附 記

1 本細則の変更は理事会において行う。

2 本細則は 2025 年 1 月 21 日から施行する。

書類閲覧申請書

1. 閲覧者(会員)

氏名(所属)

Ⓜ

()

2. 閲覧日時 年 月 日() 時 ~ 時

3. 閲覧したい書類とその目的・理由

①

②

③

4. 本法人側閲覧立ち会い者

氏名

事務局氏名

誓約書

私は本日閲覧した資料の内容の一切につきまして、正当な理由なく対外的に公表および漏洩しないことをここに誓約いたします。なお、本誓約に反した場合は、本法人規定ならびに法律に基づく対応を受けましても異議は申し立てません。

申請日 年 月 日

申請者(会員)氏名

Ⓜ